

本稿は、8月22・23日に行われた第43回自治労連定期大会での代議員発言について、加筆・修正したものです。

専門職の人員を充実させ 保健所の抜本的な機能体制強化を求めて

自治労連愛知県本部

名古屋市長選挙の際は、自治労連本部をはじめ、みなさん方から応援をいただきありがとうございました。名古屋では共闘のところで一致が図れず、残念な結果に終わりました。横浜に学びつつ、名古屋でも次の選挙に向けてがんばっていきたくと思っています。河村市長は、今また全国をお騒がせしていて、市職労としても辞職を求める声明を出したところ です。

昨年度は、この市長のもとで、名古屋市は一時金に加えて月例給もマイナスの勧告でした。会計年度任用職員まで月例給を引き下げる、ひどい市当局の提案に対して、会計年度任用職員のみなさんが立ち上がり、報酬の上限を1号給引き上げることによって、マイナスを上回る賃上げを勝ち取りました。また、非公募での任用の回数を2回から4回にして、実質的な任期を3年から5年に引き上げることができました。しかし、依然として賃金も、任用も、休暇などの制度も、均等待遇とは程遠い状況です。改善させていくためには当事者のみなさんの組織化が不可欠です。今年新たに、会計年度任用職員のみなさんが2人、決意をして本部執行委員に加わってくれました。みんなで力をあわせて、処遇改善と組織化に取り組んでいきたいと思ひます。

命の選別をするような仕事まで担う保健師
地域のさまざまな健康問題に向き合うには

コロナ禍で一躍脚光を浴びることになった保健所の現状について報告します。

第5波のピークを迎えている現在、名古屋市では8/20現在で陽性者2971人、その内入院209人、入院調整13人、入所171人、自宅療養2578人で87%が自宅療養となっています。この中には中等症で入院が必要にも関わらず病床がなく自宅療養を余儀なくされる方、宿泊療養施設を希望しても待機者が多く5日待っても入れないという方が含まれています。

政府は感染症法で定めた「原則入院」を、何とか実施するための努力もせず、入院できない現状を正当化するために法を捻じ曲げ「原則自宅療養」と言い出しました。感染拡大でこのような状況になるのがわかっていたにも関わらずオリンピックを強行開催したように、国民の命を危険にさらす菅政権には怒りを禁じ得ません。政治を変えない限り国民の命は守れないと強く思ひます。

保健所では自宅療養の方の健康観察を実施していますが、医療に直結する行為は行っていないため、自宅での療養支援には限界があります。資源に限られる保健所が、重い責任を負う体制が続いています。何件も病院に断

られながら、受診の調整に当たっています。

また、入院が決まってもその病院は人工呼吸器の装着などの延命治療はできない場合は、その同意を保健師がとるといった、命の選別をするような仕事まで担う状況です。この業務は本来、医療で担うべきものと考えます。

また、コロナ対応に追われる中でも通常の保健師業務は止めるわけにはいかず並行して行っています。人と人の交流を避けざるを得ない生活の中で、社会的孤立の深刻化、高齢者の虚弱化の進行あるいは認知機能の低下、失業・減収による生活困窮など健康問題に大きな影響を与える事態が起きています。これ以上コロナ業務の負担が増えれば、本来の保健師業務で支援すべき家庭が孤立し、児童虐待ケースや産後うつ等の増加、高齢者や障害者虐待、認知症やフレイルの問題等につながっていきます。これらの健康問題にどう向き合うのか今後の大きな課題です。

地域まるごとを見る地域担当制の保健師活動を充実するためには少なくとも人口1万人に1人の保健師が必要と考えられ、名古屋市では現時点で50人不足しています。平常時でも人員が足りない体制では非常時に対応することは困難です。今回、コロナに関する増員は、本庁のコロナ対策室に保健師2人を含め45人の増員がありましたが、現場の16保健所支所には全く増員はありませんでした。近年頻発している自然災害や今後も起こるであろう感染症等の健康危機に十分に対応するためにも、専門職の人員を充実させ保健所の抜本的な機能体制強化を求めて奮闘します。